

利根川上流ダム群再編事業の
検証に係る検討報告書

平成26年7月

国土交通省 関東地方整備局

利根川上流ダム群再編事業の検証に係る検討報告書

目次

1. 本事業の再評価について	1
1.1 ダム事業の検証について	1
1.2 本事業への実施要領細目の適用について	4
2. 事業の概要	5
2.1 利根川流域の概要	5
2.2 利根川上流ダム群再編事業の目的	6
3. 再評価の視点	8
3.1 事業の必要性等に関する視点	8
3.1.1 事業を巡る社会経済情勢等の変化	8
3.1.2 事業の経緯	12
3.1.3 事業の進捗状況	13
3.1.4 関連事業との整合	14
3.2 事業の進捗の見込みの視点	17
3.3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	17
4. 県への意見聴取	17
5. 事業評価監視委員会の意見	17
6. 今後の対応方針（案）	18

1. 本事業の再評価について

1.1 ダム事業の検証について

平成 21 年 12 月 25 日に、国土交通大臣より「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方」が示され、利根川上流ダム群再編事業が検証の対象とされた。

また、平成 21 年 12 月 3 日に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が発足し、検証に係る検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方が検討され、平成 22 年 9 月 27 日に、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」として示された。

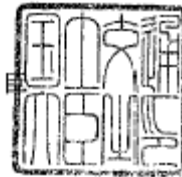
これを受け、国土交通大臣より、関東地方整備局長あてに、利根川上流ダム群再編事業の検証に係る検討を進めるように指示されるとともに（平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 6 号）、河川局長より、関東地方整備局長あてに、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 7 号）に基づき、検証に係る検討を進めるよう通知された。



国河計調第6号
平成22年9月28日

関東地方整備局長 殿

国土交通大臣



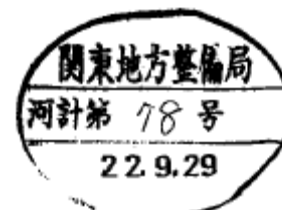
ダム事業の検証に係る検討について

貴職におかれては、下記のダム事業について検証に係る検討を進められたい。

なお、このたびの検証に当たっては、事業の再評価の枠組みを活用することとする。その詳細については別途通知する。

記

(事業名)	(施設名)
・霞ヶ浦導水	霞ヶ浦導水
・ハッ場ダム	ハッ場ダム
・荒川上流ダム再開発	荒川上流ダム再開発
・吾妻川上流総合開発	吾妻川上流総合開発
・利根川上流ダム群再編	利根川上流ダム群再編
・思川開発	南摩ダム



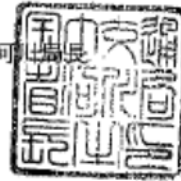


国河計調第7号

平成22年9月28日

関東地方整備局長 殿

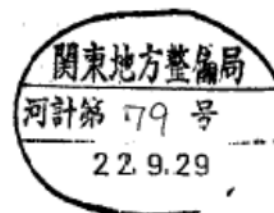
国土交通省河川局長



ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討に関しては、平成22年9月28日付「ダム事業の検証に係る検討について」により国土交通大臣から指示しているところであるが、詳細について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を別添のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進められたい。



1.2 本事業への実施要領細目の適用について

本事業は、実施計画調査の段階であり、利根川上流部に位置する既設 6 ダムを対象に、ダムの嵩上げを行い、容量振替、洪水調節方式の変更により治水機能の増強を図るため、平成 14 年度より事業の具体的な内容の調査検討を実施してきた。

一方、利根川水系においては、平成 18 年 2 月に利根川水系河川整備基本方針が策定され、平成 25 年 5 月に利根川・江戸川河川整備計画が策定された。なお、本整備計画に定める目標の達成においては、本事業は掲げられていない。

以上を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第 5 その他 2 を適用し、事業を中止する方向で従来からの手法により利根川上流ダム群再編事業の検討を行った。

次章以降に、従来からの手法によって行った検討について述べる。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」より抜粋

第 5 その他

2 社会情勢の変化等により、検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、検証に要する時間、費用等を軽減する観点から、利水者等の関係者との合意形成状況に応じて、中止の方向性及びそのような考えに至った理由を明らかにした上で、必ずしも本細目で示す詳細な検討によらずとも、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

2. 事業の概要

2.1 利根川流域の概要

利根川は、その源を群馬県利根郡みなかみ町の大水上山（標高 1,831m）に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に変える。その後、碓氷川、鐮川、神流川等を支川にもつ烏川を合わせ、広瀬川、小山川等を合流し、栗橋付近で思川、巴波川等を支川にもつ渡良瀬川を合わせ、野田市関宿付近において江戸川を分派し、さらに東流して守谷市付近で鬼怒川、取手市付近で小貝川等を合わせ、神栖市において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流して、銚子市において太平洋に注ぐ、幹川流路延長 322km、流域面積 16,840km² の一級河川である。

その流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の 1 都 5 県にまたがり、首都圏を擁した関東平野を流域として抱え、流域内人口は日本の総人口の約 10 分の 1 にあたる約 1,279 万人に達している。流域土地利用は、山地等が約 68%、水田、畑等の農地が約 23%、宅地等の市街地が約 8% となっている。

利根川・江戸川に係る洪水調節施設については、利根川上流部に藤原ダム、相俣ダム、蕨原ダム、矢木沢ダム及び奈良俣ダムの 5 ダムが完成し、烏川流域には、神流川上流部に下久保ダムが完成している。渡良瀬川流域には、草木ダムが完成し、鬼怒川流域では、川治ダム及び湯西川ダムが完成している。また、利根川中流部の渡良瀬遊水地及び菅生調節池については、囲ぎよう堤、越流堤等が概ね完成し、田中調節池については、囲ぎよう堤等が概ね完成している。稲戸井調節池については、囲ぎよう堤、越流堤等が概ね

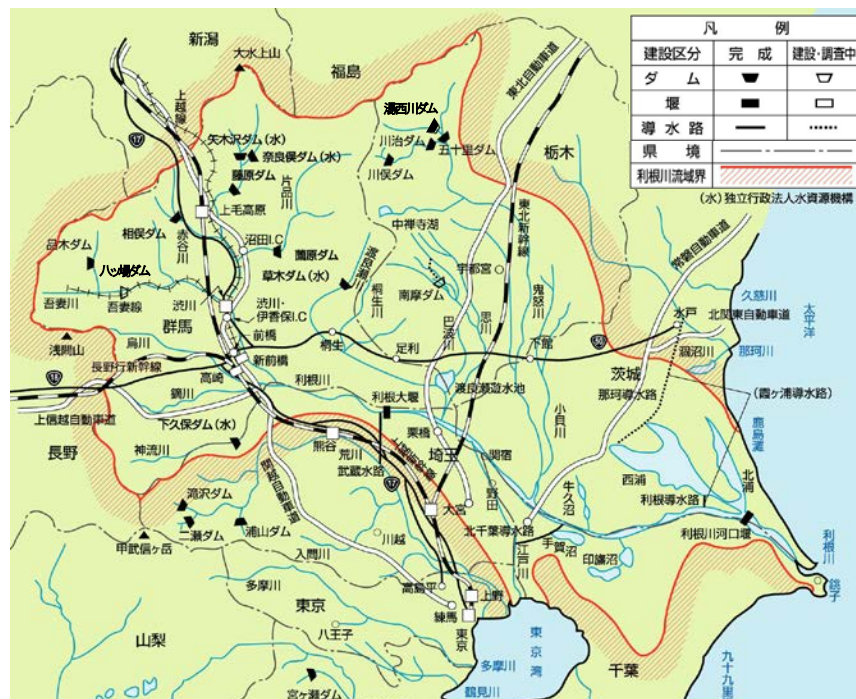


図 2.1 利根川流域図

完成しており、洪水調節容量を増加させるための整備を行っている。

利根川流域は広く、降雨ごとに地域分布や時間分布は様々であるため、洪水調節施設の規模や配置を検討するに当たっては、洪水の効果的な低減や適正な本支川、上下流のバランスの確保の観点を踏まえることが必要となっている。

2.2 利根川上流ダム群再編事業の目的

本事業は、利根川上流部に位置する既設 6 ダムを対象に、ダムの嵩上げを行い、容量振替、洪水調節方式の変更により、治水機能の増強を図るものである。

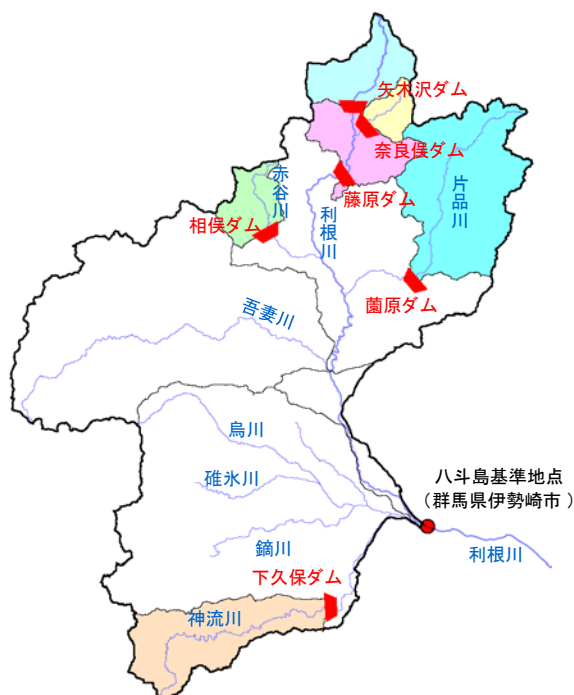


図 2.2 利根川上流部の既設ダム位置図

表 2.1 利根川上流部の既設ダム諸元

ダム名	竣工年月	目的	流域面積 (km ²)	総貯水容量 (千m ³)	洪水調節容量 (千m ³)	利水容量 (千m ³)
藤原	昭和33年5月	F.N.P	401.0 (間接262.8)	52,490	21,200	14,690
相俣	昭和34年6月	F.N.P	110.8	25,000	9,400	10,600
菌原	昭和41年2月	F.N.P	607.6 (間接113.7)	20,310	14,140	3,000
矢木沢	昭和42年9月	F.N.P.A.W	167.4	204,300	22,100	115,500
下久保	昭和43年12月	F.N.P.W.I	322.9	130,000	35,000	85,000
奈良俣	平成3年3月	F.N.P.A.W.I	95.4 (間接35.3)	90,000	13,000	72,000

〔目的〕 F: 洪水調節、N: 不特定用水、河川維持用水、P: 発電、A: 特定かんがい、W: 上水道用水、I: 工業用水道用水

〔洪水調節容量〕〔利水容量〕 洪水期(7月～9月)の値

〔矢木沢ダム〕: 利水容量とは別に発電専用容量38,200千m³を持つ

① ダムの嵩上げ

現況施設において地形地質条件等から嵩上げの可能性の調査検討を行い、洪水調節容量の増加により、治水機能の増強を図るもの。

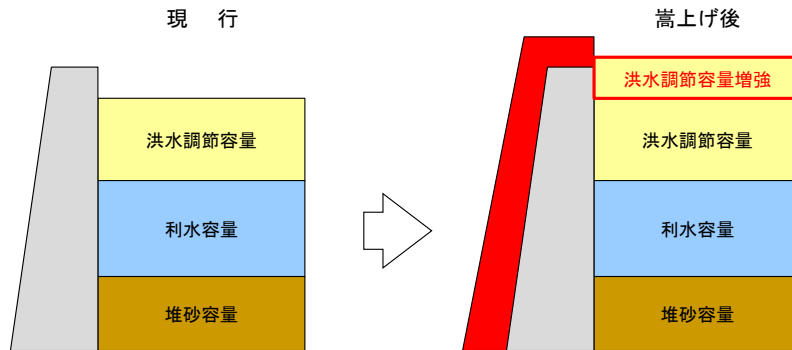


図 2.3 ダム嵩上げのイメージ

② 容量振替

ダム直下の河川の既存治水安全度の確保、既存利水の担保を前提に、効率的な容量配分を検討し、治水機能の増強を図るもの。

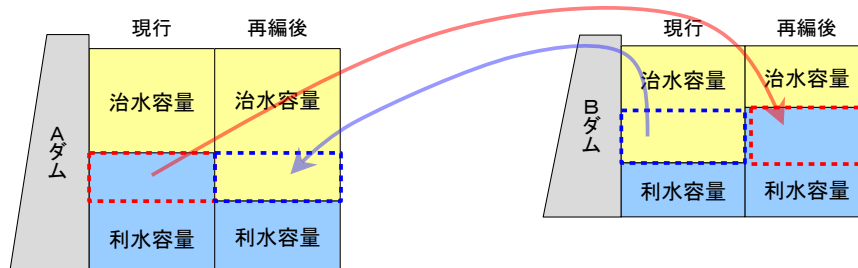


図 2.4 容量振替のイメージ

③ 洪水調節方式の変更

ダムの流出特性、位置的条件、下流河道の整備状況等を踏まえて効率的な洪水調整方法の検討を行い、治水機能の増強を図るもの。

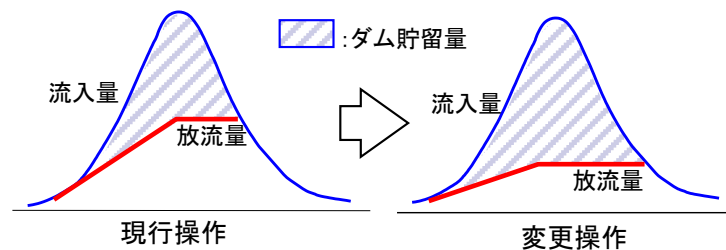


図 2.5 洪水調整方法の変更のイメージ

3. 再評価の視点

3.1 事業の必要性等に関する視点

3.1.1 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(1) 河川整備の現状

利根川、江戸川、烏川・神流川等の大臣管理区間では、河道整備、洪水調節施設整備等の治水対策を流域全体で役割分担し推進してきたが、現在の利根川（八斗島地点を含む一連の区間）の安全の水準は、年超過確率（1年間にその水準を超える事象が発生する確率）が概ね1/30から1/40にとどまり、首都圏を抱える利根川・江戸川の社会・経済的重要性を踏まえると十分ではない。

(2) 利根川における洪水発生状況

利根川流域における過去の主な洪水は、以下のとおりである。なお、洪水時には被害の防止や軽減のため、各地で水防団等により水防活動が実施された。

① 昭和22年9月洪水（カスリーン台風）

昭和22年9月洪水は、カスリーン台風によるものであり、利根川流域において戦後最大の降雨となった。3日間の流域平均雨量は利根川の八斗島上流域で308.6mmに達した。利根川本川では、全川にわたって計画高水位を上回り、支川では、渡良瀬川全川で計画高水位を上回ったのをはじめ、その他の支川についても部分的に計画高水位を上回った。

被害状況については、利根川本川右岸埼玉県北埼玉郡東村新川通地先（現加須市）においては、堤防が最大で350mも決壊したのをはじめ、本川及び支川で合わせて24箇所、約5.9kmの堤防が決壊した。1都5県での死傷者は3,520人、床上・床下浸水は303,160戸、家屋流出倒壊23,736戸、家屋半壊7,645戸という甚大な被害となった。

② 昭和23年9月洪水（アイオン台風）

昭和23年9月洪水は、アイオン台風によるものであり、関東地方では、15日午前中南部に雨が降り始めて16日には全域で強い雨となった。このアイオン台風がもたらした出水による各地点の最大流量は、布川において昭和22年9月のカスリーン台風をも上回るものであった。小貝川の下流部で計画高水位を上回ったのをはじめ、渡良瀬川の下流部及び鬼怒川の下流部でも計画高水位を上回った。この洪水では、利根川、江戸川、渡良瀬川において床上浸水836戸、床下浸水1,536戸の被害があった。

③ 昭和24年8月洪水（キティ台風）

昭和24年8月洪水は、キティ台風によるものであり、鬼怒川では上流域で600mmを超す豪雨があり、最高水位は計画高水位に迫る大出水となった。また、記録的な出水となった渡良瀬川では、未改修部分からの浸水により甚大な被害が発生した。なお、キティ台風では高潮が発生し、東京湾の霊岸島水位観測所では最大偏差1.41mを記録

した。高潮の影響による水位の上昇が著しく、江戸川河口部ではカスリーン台風による最高水位及び計画高水位を上回る水位となり、河口付近では甚大な被害が発生した。

④昭和 33 年 9 月洪水（狩野川台風）

昭和 33 年 9 月洪水は、狩野川台風によるものであり、降り始めからの総雨量は、鬼怒川上流域及び神流川上流域で 200mm を超え、利根川下流部の一部で、計画高水位に迫る水位を記録した。特に平野部では、豪雨となったため平地河川の洪水は大きく、中川・綾瀬川流域では浸水面積約 28,000ha、浸水家屋 41,500 戸という大被害となった。また、利根川下流部や小貝川の沿川等で内水被害が発生した。

⑤昭和 34 年 8 月洪水

昭和 34 年 8 月洪水は、台風第 7 号によるものであり、鬼怒川上流域で豪雨となり 12～14 日に中宮祠で 765mm と記録的な雨量となった。この洪水により、利根川本川は鬼怒川の影響を受けて増水し、一部で計画高水位を上回った。特に、取手から下流の最大流量は、計画高水流量（5,500m³/s）を上回る 5,500～6,000 m³/s を観測した。また、鬼怒川の水海道より下流でも計画高水位を上回った。この洪水では、利根川の各所で護岸・水制の流失が起こり、特に田中調節池、菅生調節池では、越流堤が破壊され、江戸川流頭部でも、床止や護岸が流失する被害となった。

⑥昭和 56 年 8 月洪水

昭和 56 年 8 月洪水は、台風第 15 号によるものであり、関東地方では強い雨が 22～23 日までの約 30 時間の比較的短時間に降った。特に、利根川と鬼怒川の上流域では、総雨量 300～500mm に達し、昭和 34 年 8 月洪水以来 22 年ぶりに利根川に警戒警報が発令された。利根川本川及び各支川では各所で河岸や護岸の崩壊、漏水、根固め流失等の被害が発生し、特に小貝川下流部左岸の龍ヶ崎市では、24 日午前 2 時頃堤防が決壊した。この出水により約 1,700ha、約 900 棟の浸水被害が発生した。

⑦昭和 57 年 7 月洪水

昭和 57 年 7 月洪水は、台風第 10 号によるものであり、7 月 31 日から 8 月 3 日までの降雨により、関東西部や北部の山間部で総降水量が 300mm を超えた。利根川本川では中流部から下流部まで警戒水位を超え、特に栗橋地点では警戒水位 5.0m を 3.3m 上回り、最大流量は栗橋地点で 11,118 m³/s を記録した。これは当時の観測史上最大流量となり、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風以来の出水となった。この出水により約 360ha、約 1,600 棟の浸水被害が発生した。

⑧昭和 57 年 9 月洪水

昭和 57 年 9 月洪水は、台風第 18 号によるものであり、台風第 18 号が静岡県榛原郡御前崎町（現御前崎市）付近に上陸し、利根川上流域を通過して東日本を縦断する経路をとったことから、関東各地で大雨をもたらした。八斗島上流域では総降水量が各地で 200mm を超え、利根川本川では各地点で警戒水位を大幅に超える出水となり、八斗島から取手までの区間では計画高水位に迫る出水となった。この出水により、約

9,000ha、約 34,800 棟の浸水被害が発生した。

⑨平成 10 年 9 月洪水

平成 10 年 9 月洪水は、台風第 5 号によるものであり、前線の影響も加わり関東地方で大雨をもたらした。利根川の栗橋地点では昭和 22 年 9 月のカスリーン台風以来戦後 3 番目の流量を記録し、利根川の群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町（現加須市）では、漏水等の堤防の被害が発生した。この出水により約 1,600ha、約 800 棟の浸水被害が発生した。

表 3.1 利根川流域における主な洪水（被害）の状況

洪水発生年月	原因	被害状況	
昭和22年9月	カスリーン台風	浸水家屋 303,160戸、 家屋半壊 7,645戸	家屋流出倒壊 23,736戸 田畑の浸水 176,789ha ※1都5県の合計値
昭和23年9月	アイオン台風	床下浸水 1,523戸	床上浸水 829戸 ※利根川、江戸川、渡良瀬川の合計値
昭和24年8月	キティ台風	床下浸水 1,792戸、 家屋倒壊流失 639戸、 浸水面積 4,284ha	床上浸水 3,969戸 家屋半壊 1,044戸 ※渡良瀬川、鬼怒川、江戸川の合計値
昭和25年8月	台風	浸水家屋 3,517戸	※小貝川破堤による被害
昭和33年9月	台風第22号	床上浸水 29,900戸	浸水面積 28,000ha ※中川流域での被害
昭和34年8月	台風第7号	各所で護岸水制等の流出	
昭和41年6月	台風第4号	床下浸水 33,328棟、 全壊流失 2棟、 宅地その他 10,739ha	半壊床上浸水 6,778棟 農地 41,505ha
昭和41年9月	台風第26号	床下浸水 5,212棟、 全壊流失 58棟、 宅地その他 3,529ha	半壊床上浸水 534棟 農地 8,153ha
昭和49年9月	台風第14号、16号、18号	床下浸水 1,582棟、 全壊流失 4棟、 宅地その他 346ha	床上浸水 38棟 農地 720ha
昭和56年8月	台風第15号	床下浸水 646棟、 全壊流失 2棟、 宅地その他 120ha	床上浸水 269棟 農地 1,568ha
昭和57年7月	台風第10号	床下浸水 1,478棟、 全半壊 4棟、 宅地その他 130ha	床上浸水 137棟 農地 234ha
昭和57年9月	台風第18号	床下浸水 27,458棟、 全半壊 5棟、 宅地その他 4,688ha	床上浸水 7,384棟 農地 4,262ha
平成10年9月	台風第5号	床下浸水 736棟、 全半壊 2棟、 宅地その他 22ha	床上浸水 110棟 農地 1,545ha
平成13年9月	台風第15号	床下浸水 130棟、 全半壊 0棟、 宅地その他 101ha	床上浸水 26棟 農地 216ha
平成14年7月	前線、台風第6号	床下浸水 496棟、 全半壊 0棟、 宅地その他 122ha	床上浸水 120棟 農地 685ha
平成16年10月	台風第23号	床下浸水 350棟、 全半壊 0棟、 宅地その他 9ha	床上浸水 30棟 農地 39ha
平成19年9月	台風第9号	床下浸水 52棟、 全半壊 32棟、 宅地その他 20ha	床上浸水 46棟 農地 39ha

※昭和34年洪水までは、「利根川百年史」、昭和41年～平成10年洪水は、「水害統計（建設省河川局）」、平成13年洪水以降は「水害統計（国土交通省河川局）」をもとに作成
※被害状況は、集計上支川被害を含む。

⑩平成 19 年 9 月洪水

平成 19 年 9 月洪水は、台風第 9 号によるものであり、鐮川では氾濫危険水位を超え、鐮川下流部左岸の群馬県高崎市において浸水被害が発生するとともに、利根川本川においては、群馬県邑楽郡明和町や千葉県香取市で堤防の漏水被害、また銚子市忍町地先で溢水による家屋の浸水被害が発生した。この出水により約 60ha、約 100 棟の浸水被害が発生した。



写真 3.1 水防活動（利根川）
（平成 10 年 9 月洪水）



写真 3.2 埼玉県久喜市（旧栗橋町）
（平成 10 年 9 月洪水）

(3) 地域開発の状況（人口）

利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町村の人口はほぼ横ばいである。

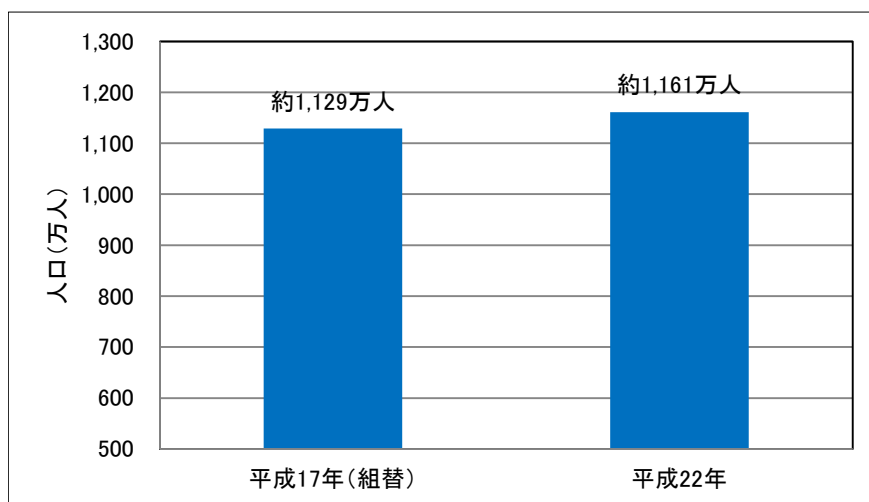


図 3.1 利根川の氾濫区域を含む市区町村の人口の変化[※]

※ 平成 22 年「国勢調査速報値」（総務省）より作成

※ 人口は、利根川の氾濫により浸水の恐れがある区域が含まれる 1 都 5 県の 76 市区町の人口総数

3.1.2 事業の経緯

利根川上流ダム群再編事業は、平成 14 年度に実施計画調査に着手した。

平成 18 年 2 月に利根川水系河川整備基本方針が策定され、「利水容量と治水容量の振替を含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測技術や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などにより既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。なお、ダム群の再編にあたっては関係機関と連携・調整を図るものとする。」とされた。

その後、平成 22 年 9 月にダム事業検証の対象事業となっている。

平成 25 年 5 月には利根川・江戸川河川整備計画が策定された。

表 3.2 事業の経緯

年 月	事業の経緯
平成 14 年 4 月	実施計画調査に着手
平成 18 年 2 月	利根川水系河川整備基本方針策定
平成 18 年 7 月	事業評価監視委員会（事業継続）
平成 22 年 9 月	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議は、国土交通大臣に中間とりまとめを報告・ 国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示・ 河川局長から「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を指示
平成 23 年 8 月	事業評価監視委員会（新たな段階に入らず調査・地元説明を継続）
平成 25 年 5 月	利根川・江戸川河川整備計画策定

3.1.3 事業の進捗状況

これまで実施した地質調査等の調査検討から、藤原ダム、菌原ダム、下久保ダムについては、ある程度の高さであれば嵩上げが可能であること、相俣ダムについては、ダムサイト左岸の尾根全体の地盤特性により、大規模な止水対策が必要となることから、嵩上げはコスト面から困難であるとの成果を得てきた。

また、対象とするダムが複数あること、再編手法が容量振替、ダム嵩上げ、調節方式の変更と複数あることから、それらの組合せによる検討を行ってきた。

表 3.3 主な調査検討内容

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
再評価等	事業着手				再評価					再評価			再評価
調査検討 ・ 現地調査等	【可能性の検討と組合せの概略検討】 ・既設ダムの現況整理 ・ダム毎の嵩上げ及び容量振替等の可能性検討					【組合せの検討】 ・概略検討に基づく課題の整理 ・嵩上げ及び容量振替組合せの検討							
	周辺環境調査及び影響検討												
	水質調査及び影響検討												
					湖岸緑化試験施工		湖岸緑化モニタリング調査						
					対象ダムの地質調査								
水理・水文調査(流量観測)													

3.1.4 関連事業との整合

①利根川水系河川整備基本方針

平成 18 年 2 月 14 日に利根川水系河川整備基本方針を策定した。

■河川の整備の基本となるべき事項

〔基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項〕

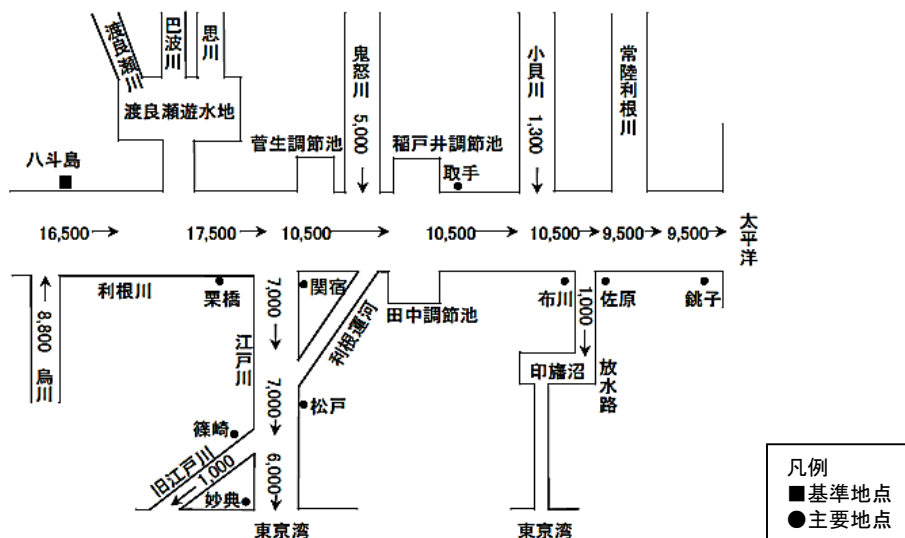
基本高水は、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 57 年 9 月洪水、平成 10 年 9 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において 22,000m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 5,500m³/s を調節して、河道への配分流量を 16,500m³/s とする。

■河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

〔災害の発生の防止又は軽減〕

利根川の取手から上流においては、利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測技術や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などにより既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。なお、ダム群の再編にあたっては関係機関と連携・調整を図るものとする。

利根川計画高水流量図 (単位:m³/s)



②利根川・江戸川河川整備計画

平成 25 年 5 月 15 日に策定した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」において、国管理区間における、当面の河川整備の目標と実施内容について、対象期間を概ね 30 年としている。

なお、河川整備計画における目標を達成するメニューのうち、洪水を安全に流下させるための対策としては以下のものを掲げている。

- 1) 堤防の整備
- 2) 河道掘削
- 3) 江戸川の流頭部における分派対策
- 4) 洪水調節容量の確保
 - ・ 田中調節池、稲戸井調節池
 - ・ 既存施設の機能増強
(貯水規模を増加させることなく、奈良俣ダムと藤原ダムの容量の振替及び洪水調節方式の見直しを行う。)
 - ・ 烏川における洪水調節施設
 - ・ ハッ場ダム

【治水】

○洪水に対しては、我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を流れる利根川、江戸川のはん濫域には、人口・資産が高度に集積していることから、利根川、江戸川の重要性を考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して相対的に高い水準である年超過確率 1/70 から 1/80 とし、その水準に相当する河川整備計画の目標流量を基準地点八斗島において 17,000m³/s とし、このうち、河道では計画高水位以下の水位で 14,000 m³/s 程度を安全に流下させ、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

洪水調節施設による洪水調節効果量

洪水名	洪水調節施設無し (A)	河川分相流量 洪水調節施設が 全施設完成時 (B)	八斗島地点上流 洪水調節量 (C=A-B)	洪水調節量内訳 (m ³ /s)					
				吾妻川		烏川・神流川		奥利根	
				①既設ダム	②ハッ場ダム	③既設ダム	④烏川における 洪水調節施設	⑤既設ダム	⑥既存施設の 機能増強
S22.9.13	17,000	13,420	3,580	10	100	770	840	1,750	110
S23.9.14	17,000	12,750	4,250	10	730	890	240	2,100	260
S24.8.29	17,000	13,460	3,540	50	1,760	40	240	1,250	200
S33.9.16	17,000	11,460	5,540	30	1,450	1,560	300	1,990	210
S34.8.12	17,000	14,160	2,840	20	1,460	80	0	1,190	90
S57.7.31	17,000	13,180	3,820	10	790	990	-60	1,960	130
S57.9.10	17,000	12,930	4,070	40	1,300	560	-100	2,110	160
H10.9.14	17,000	12,330	4,670	40	1,820	790	510	1,360	150

※1 既設ダム、ハッ場ダム、烏川における洪水調節施設、既存施設の機能増強

(既設ダムの流域別内訳) 吾妻川系 (①) : 四万川ダム
 烏川・神流川系 (③) : 下久保ダム、道平川ダム、霧積ダム
 奥利根系 (⑤) : 矢木沢ダム、奈良俣ダム、藤原ダム、相俣ダム、園原ダム

※2 ①～⑥欄の値は、ハッ場ダム建設事業の検証における八斗島地点目標流量17,000m³/sに対する洪水調節量であり、10m³/s単位で丸めている。

※3 洪水調節量算定に当たっては、既設ダム (⑤→③→①) → ハッ場ダム (②) → 既存施設の機能増強 (⑥) → 烏川における洪水調節施設 (④) の順に完成すると仮定して算出した。

※4 S57.7.31洪水、S57.9.10洪水の降雨波形時において④の効果量が負の値となっているが、これは、烏川の洪水のピーク時刻と利根川本川のピーク時刻との関係に起因するものである。

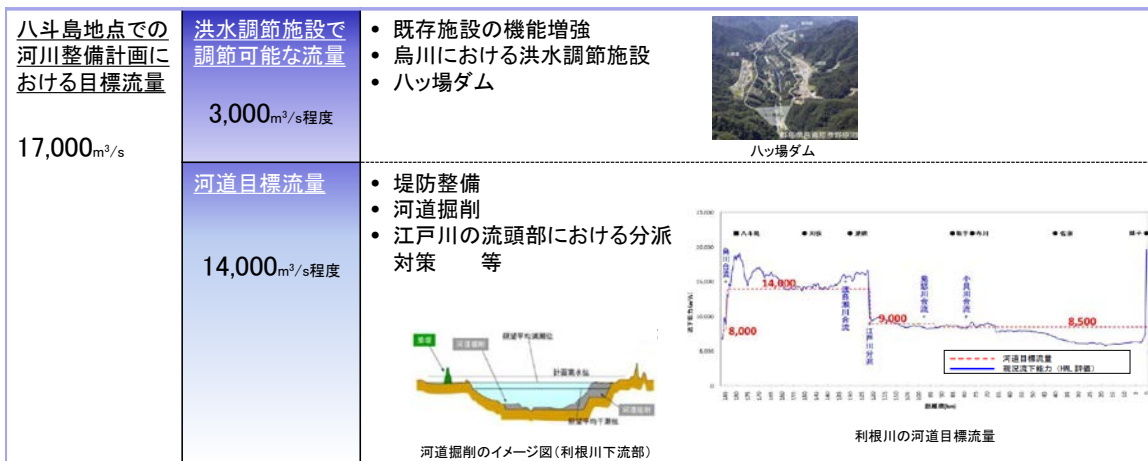


図 3.2 利根川・江戸川河川整備計画における治水対策（概要）

3.2 事業の進捗の見込みの視点

利根川・江戸川河川整備計画の策定により、本事業によらずとも河川整備計画に定める目標の達成が可能であることが明らかになった。

3.3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

本事業によらずとも河川整備計画に定める目標の達成が可能である。

4. 県への意見聴取

群馬県知事、埼玉県知事より、以下の意見をいただいている。

【群馬県知事】

対応方針（原案）について、特段の異存はない。

県民の安心安全を確保するためには、利根川の治水安全度の向上は必要不可欠であり、昨年5月に策定された利根川・江戸川河川整備計画の治水対策メニューを早期に実現していただきたい。

【埼玉県知事】

対応方針（原案）については異存はない。

しかしながら、昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は、県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題である。1日も早く河川整備計画の目標を実現し、さらに、利根川水系河川整備基本方針の洪水規模に対応した整備を早急に進めていただきたい。

なお、河川整備計画に記載された事業の実施にあたっては、事前に関係機関と協議・調整し地元の意向を反映するよう努めるとともに、引き続きコスト縮減に留意し、効率的・効果的な整備をお願いする。

5. 事業評価監視委員会の意見

平成26年7月31日に開催した関東地方整備局事業評価監視委員会（平成26年度第2回）における審議の結果、対応方針（原案）のとおり、了承された。

6. 今後の対応方針（案）

利根川・江戸川河川整備計画の策定により、利根川上流ダム群再編事業を実施しなくとも、河川整備計画に定める目標の達成が可能であることが明らかとなっており、利根川上流ダム群再編事業は中止することが妥当と考えられる。

なお、利根川水系河川整備基本方針の目標達成に向けた将来的な対応を検討する際には、これまでの利根川上流ダム群再編事業における調査内容も活用し検討する。